

○行政機関の保有する個人情報の保護
に関する法律第四十六条及び行政機
関の保有する個人情報の保護に関す
る法律施行令第二十二條第一項の規
定に基づき、内閣官房における内閣
総理大臣の所掌に係る権限又は事務
の一部について委任した件

(平成十七年二月十五日)

改正 平成二十六年一月六日

同 二六年五月三〇日

同 二七年一月八日

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第
五十八号。以下「法」という。）第四十六条及び行政機関の保有する個
人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号。以
下「令」という。）第二十二條第一項の規定に基づき、内閣総理大臣の
所掌に係る法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部
について委任を行うこととしたので、令第二十二條第三項の規定に基づ
き、次のとおり定める。

平成十七年二月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の内職

内閣総理大臣の所掌に係る法律第四章第一節から第三節までに定める
権限又は事務のうち別表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについ
ては、開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付、開示請求書、訂
正請求書及び利用停止請求書の記載の補正の要求並びに開示請求に係
る手数料の徴収に係るものを除き、同表下欄に掲げる職員に委任す
る。

二 内閣総理大臣の所掌に係る法律第四章第一節から第三節までに定める
権限又は事務のうち開示請求、訂正請求及び利用停止請求の受付、開
示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書の記載の補正の要求並びに
開示請求に係る手数料徴収に係るものについては、内閣総務官室にお
いて処理する。

三 委任の効力の発生する日

平成十七年四月一日

別表

上欄	下欄
内閣総務官室	内閣総務官
国家安全保障局	国家安全保障局長
内閣官房副長官補	内閣官房副長官補
内閣広報室	内閣広報官
内閣情報調査室	内閣情報官
内閣サイバーセキュリティセン ター	内閣サイバーセキュリティセン ター長
内閣人事局	内閣人事局長の指名する人事政 策統括官